

医師等医療関係資格者※の皆様へ 登録済証明書をオンラインで受け取れます

- 免許登録後、登録済証明書を受け取れば、免許証を受け取る前であっても、医療従事者として従事できます。
- 登録済証明書は葉書又はオンラインで発行します。
- オンラインの方が、葉書よりも早く受け取ることができます。

※医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士

オンライン発行の手続き

登録済証明書オンライン発行の申請

厚生労働省で申請内容の確認・籍簿(名簿)への登録を行います

① 保健所等へ免許登録申請を行ってください

② 登録済証明書オンライン発行の申請サイトはこちら

医師等免許登録確認システム

<https://confirmationdt.mhlw.go.jp>



③ 申請情報の仮登録

- 該当する申請メニューを選択後、情報を入力する。
 - ・ 免許取得時：「新規申請時」を選択
 - ・ 氏名、本籍地等の変更：「書換申請時」を選択
 - ・ 免許証の亡失、き損：「再交付申請時」を選択

④ 仮登録完了メールの受信

- 仮登録完了メールに記載されたURLにアクセスする。

⑤ 申請情報の本登録

- 仮登録完了メール記載の仮パスワードを入力し、本登録する。
※仮パスワードの有効時間は、仮登録完了メール受信後30分間です。

厚生労働省で籍簿(名簿)への登録が完了した後に、本登録完了メールが届きます。
3～4月の繁忙期には、申請から2～3ヶ月程度の期間を要する場合があります。

登録済証明書の受取

⑥ 本登録完了メールの受信

- 申請サイトへ登録されたメールアドレスに、ID・パスワードが記載された本登録完了メールが届きます。
- 本登録完了メールが届かない場合は、申請情報が誤っている可能性があるため、申請サイトのお問合せフォームからご連絡下さい。(https://confirmationdt.mhlw.go.jp/KIM030_01F.aspx)

⑦ 登録済証明書のオンライン発行

- 本登録完了メールに記載されたURL又は「登録済証明書を発行される方はこちら」にアクセスして、本登録完了メールに記載されたID・パスワードを入力して下さい。
- 登録済証明書は5回まで発行できます。5回の発行以降に登録済証明書を発行する場合は、再度の申請が必要です。